

社会福祉法人 清和福祉会

## 居宅介護支援事業所 清和 重要事項説明書

## 1. 事業の目的と運営方針

要介護の状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 2. 事業者の内容

- (1) 事業所名 居宅介護支援事業所 清和  
所在地 長崎県諫早市長田町2826番地1  
管理者の氏名 川原 美喜  
介護保険指定番号 4270400106  
電話番号 0957-34-7454  
サービス提供地域 諫早市

## (2) 事業所の従業者体制

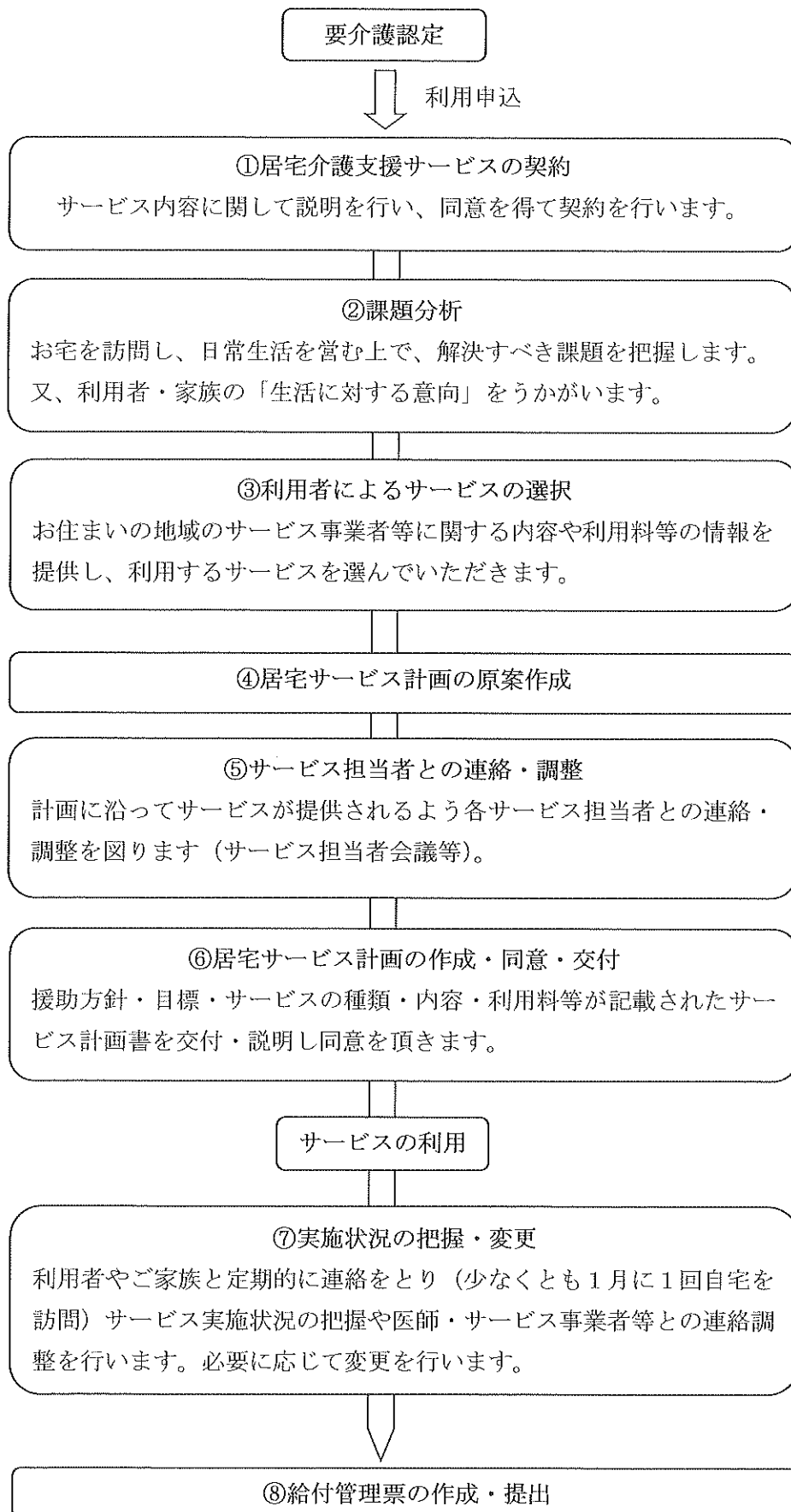
職 種	職務の内容	人 員
管理者 兼介護支援専門員	事業所の管理・運営全般	常勤兼務 1名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	常勤専従 1名

## (3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日まで(但し、12月29日から1月3日を除きます。)

営業時間 08時30分～17時30分

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供の標準的な流れ



## 4. 利用料金

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等がある場合はこの限りではありません。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、居宅サービス計画書は利用者のご希望に基づき作成されるものであり利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。

また、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることも出来ます。

(3) 当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

### (4) サービスの終了

〈自動的に終了〉

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ・ 利用者の要介護認定区分が、自立・要支援（非該当）と認定されたとき
- ・ 利用者が死亡したとき
- ・ 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき
- ・ 利用者からの解約または事業所からの解除に基づき本契約が解約又は解除された場合

〈利用者からの解約〉

- ① 利用者は事業者に対し契約終了を希望する7日前までに通知し、契約を解約することが出来ます。
- ② 利用者は、次の事由に該当した場合は直ちにこの契約を解約することが出来ます。
  - i 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める居宅介護支援サービスを提供しない場合。
  - ii 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき。

〈事業者からの解除〉

- ① 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 6. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 7. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及び連帯債務者へ十分な説明を行い、同意を得ます。

## 8. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 9. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：川原 美喜

ご利用時間：月～金曜日 08時30分～17時30分

ご利用方法：電話 0957-34-7454

なお、苦情処理手順について別紙「苦情解決の手順」をご参照下さい。

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

諫早市役所：介護保険課

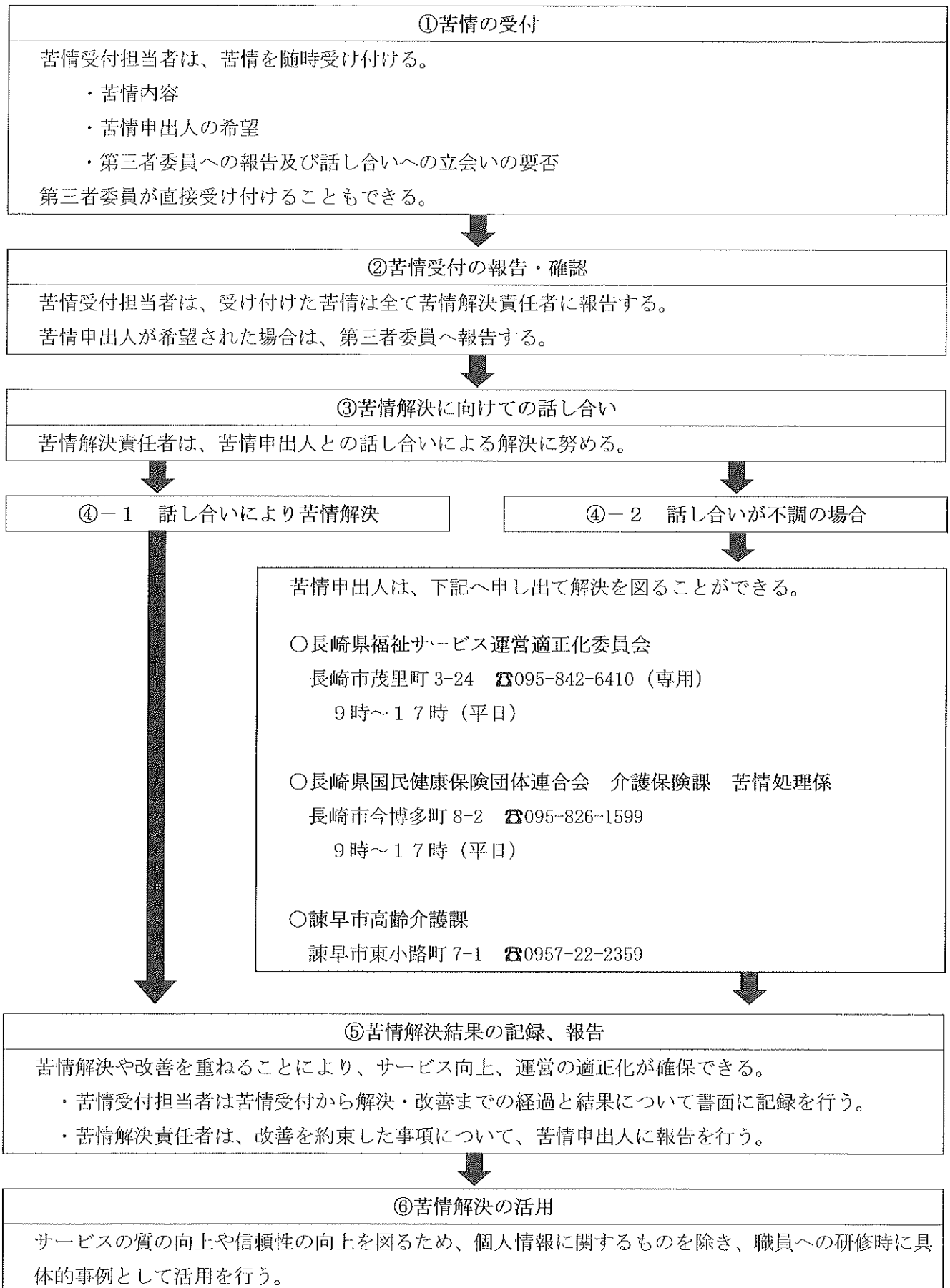
所在地：諫早市東小路町7-1

電話番号：0957-22-1500

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係

所在地：長崎市今博多町8-2

## 苦情解決の手順



同意書 (重要事項説明書)

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し  
交付しました。

<事業者>

所在地 長崎県諫早市長田町2826番地1

事業所名 居宅介護支援事業所 清和

(指定番号 4270400106)

説明者

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しま  
した。

<利用者> (自署)

住 所

氏 名

※ 代筆の場合、代筆者を併記してください。

代筆者 氏名

続柄 ( )

代筆理由 \_\_\_\_\_

<利用者代理人 (選任した場合) >

利用者氏名 \_\_\_\_\_ の代理人

住 所

氏 名

続柄 ( )

## 居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

## ① 前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	7%
通所介護	87%
地域密着型通所介護	7%
福祉用具貸与	57%

## ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	ニチイ雲仙 33%	リハビリヘルパーステーションあいのわ33%	寿光会 33%
通所介護	ゆたか荘 57%	通所介護みらい16%	デイサービスおおいし 8%
地域密着型通所介護	デイサービスさくら荘 7%		
福祉用具貸与	エステイケア34%	ラフ・メイカー18%	太陽シルバー12%

## ③ 判定期間 (令和 7年度)

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援の提供に際して、上記の内容について説明を受け、同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名

⑧

<署名代行者>

住 所

氏 名